

SMC代表の

よもやま話

健康診断でMRIを受けてみる。

一般社団法人SMCホールディングス:代表理事
SMC税理士法人:代表社員

西川 正起

先日初めてMRIの健康診断を受けてみました。お客様には健康意識の高い方が多く、通常の健康診断以外でも、脳と胃カメラと大腸内視鏡検査は受けた方が良く伺うからです。ただ、私は若干閉所恐怖症気味です。頭を動かさないように設定し、MRIにする一と移動しただけで、ギブアップしてしまいました。情けない話です。技師の方にも慰めてもらい、耳栓が有効だとか、音楽が有効だとか伺い、ヘッドホンで音楽を流しながら再度トライ。仕事のことか、スポーツのことか、これは医療費控除できないかな・・・とか(健康診断で何か見つかれば医療費控除、何もなければ医療費控除使えません)、後から何食べようとか、、、とにかく無駄なことを考えつづけ、15分我慢し、無事終わりました。今年一番耐えた出来事です。



若手税理士の税金教室



著者

SMC税理士法人:代表社員
多治見事務所:代表
長縄 龍哉

大学生の子供がいる場合の所得控除の枠が変わる

大学生の子供がいる皆様は注意です。また給与計算などを行っている総務や事務員さんも覚えておきましょう。なお、ここでいう大学生は、19歳から22歳を指します。23歳以上の大学生の子供がいる親さんには今回の制度は適用されません。

大学生の子供がいる場合の親の所得控除が、令和7年度の税制改正で変更されました。

2024年までは、大学生の年収が103万円以下なら親は「特定扶養控除」として所得税から63万円の控除を受けられました。

2025年は、基礎控除と給与所得控除が増えたことで、大学生の年収が123万円以下なら親は「特定扶養控除」として63万円の控除を受けられます。さらに、「特定親族特別控除」という制度が創設され、大学生の年収が150万円以下でも「特定親族特別控除」として63万円の控除が受けられます。(150万円を超える場合は段階的に控除の枠が減っていきます)所得税の控除の枠が広がり、大学生の働き方が変わりそうですね。

		100万円以下	100万円超	106万円以上	123万円以上	130万円以上	150万円超	160万円超	188万円超
扶養者の年収 (親)	住民税	かからない	かかる	→					
	所得税	かからない	→		→		かかる	→	
被扶養者の年収 (大学生)	社会保険料	扶養内	→		扶養外 (対象者のみ)	→			
	特定扶養控除	対象	対象	対象	対象外	→			
	特定親族特別控除	-	-	-	対象	対象	減少	減少	対象外

ただし、注意が必要なのは、大学生の子供の年収が通勤手当を含めて130万円を超えると大学生本人が自分で社会保険(健康保険や年金)に入らないといけなくなり、手取りが減る恐れがあります。年収に対する手取り率を意識するなら、一番負担が大きくなる社会保険のかからないところで抑える方が良いでしょう。つまり、大学生の子供の年収は通勤手当込みの130万円未満に抑えるのがおすすめです。

ただ、社会保険に加入することによるメリットもあるので、手取り率の問題だけではなく、様々な視点からは働き方を考えるとよいです。

中小企業の利益とお金にまつわるアレコレ

銀行はなぜ役員貸付金を嫌うのか

著者

株式会社SMC総研
代表取締役
小川 弘郎



資金繰りや融資の相談に乗っていると、時折「銀行から役員貸付金があることを問題視された」という話を耳にします。では、なぜ銀行は役員貸付金を嫌うのでしょうか？

役員貸付金とは、会社のお金を役員（主に社長など）に貸し付けている状態のことです。これは帳簿上「資産」として計上されますが、実質的には“役員報酬以外で会社から役員（社長等）への渡したお金”とみなされ、返済が確実とは言えない場合も少なくありません。

銀行から見れば、このお金は実質的に会社から事業以外のことで資金が流出している状態であり、本来は事業に使われるべき資金が個人に使われていると映ります。又、場合によっては使い道がよく分からないお金を役員貸付金として処理されているケースもあります。そのため役員貸付金があると「この会社は資金管理が甘いのでは？」という不信感につながるのです。

また、役員貸付金があるということは、「本来なら役員報酬として処理すべき支出を貸付にしている＝納税を回避しているのでは？」という税務リスクへの懸念も生まれます。銀行はそのようなグレーな部分を嫌い、財務の健全性が疑われる材料として扱います。

さらに、融資審査の際に「この貸付金は本当に返ってくるのか？」という点も問題になります。役員貸付金額が毎年一定である、あるいは毎年増加しているなど返済の見込みが不透明であれば、その分を資産から控除し、実質的な自己資本が目減りしたと評価されるケースもあります。最悪の場合決算書上は資産超過なのに実態として債務超過の企業とみなされてしまう場合もあります。

こうした理由から、銀行は役員貸付金に対して非常に厳しい目を向けます。役員会貸付金の計上があるという時点である意味信用力を失っているとも言えます。もし帳簿に残っている場合は、できる限り早期に返済するか、確実に残高を減らして行くことが、融資を受けるうえで不利に働くケースを回避できるでしょう。

企業側 社労士による 人事戦略講座

法改正対応が必須！ 熱中症対策は“対応フローの作成”がカギ

著者

社会保険労務士法人 絆:代表
山口 剛志



毎年夏場になると、熱中症による労災が増加し、重大事故につながるケースも発生します。

今年の夏も厳しい暑さが予測され、企業の対応は必須となるでしょう。

会社には社員の健康障害を防止する義務があり、特に本年6月からは法改正があり、熱中症対策は“企業の責務”となりました。

中でも屋外作業や空調の無い工場・倉庫・厨房などで、WBGT値が28℃以上、または気温30℃超の環境下で4時間以上連続作業を行う場合などは、重点的な熱中症対策が求められます。

法改正により、「誰が・いつ・何をするか」を整理した対応フローの作成・周知が義務付けられました。

例えば下記の流れを図や表で「見える化」することで、現場での周知・実行力が高まります。



また、事前に衛生委員会や安全ミーティングで共有し、体調チェックシートや経口補水液の常備など具体的な対策を講じておくことで、労災の発生を未然に防ぐことが可能です。

事故が起きた場合、労災認定だけでなく、安全配慮義務違反として損害賠償請求につながるおそれもあります。

今こそ、組織的な熱中症対策に本腰を入れるタイミングです。

気になる



相続トピックス



著者

SMC税理士法人:代表社員
中津川事務所:代表
岡本 英樹

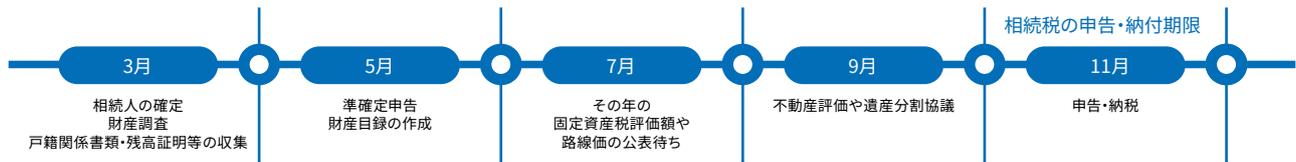
相続税申告は時間との勝負です

相続税の申告期限は、被相続人が亡くなった日の翌日から10か月以内です。

この間に、①財産の調査、②財産の評価、③遺産分割協議、④申告書の作成・提出・納税、までを行う必要があります。

特に、不動産の評価では、毎年4～5月頃に届く固定資産税評価額や7月に公表される路線価が使われるため、これらの時期を待たないと財産の評価の作業が完了しません。よって、**年の早い時期(特に1～3月)に亡くなられた場合には、評価の作業期間が短期間になり比較的天**

1月に亡くなられた場合の申告の流れ



専門的な知識や経験を要する相続税申告を自力で行うことには相当な負担を伴い、申告内容の精査を客観的に行うことも中々できることではありません。

当税理士法人でも、あっという間に月日が経過し申告期限が近づいた段階で駆け込むように申告を依頼されるケースも稀にあります。

まずは**初期の段階で相続税申告の取り扱い実績が豊富な税理士に相談してみるということが大事**です。

マーケティング思考の筋トレ



著者

株式会社SMCマーケティング
代表取締役
吉本 昌史

公開して終わりはNG! ホームページに欠かせない保守運用とは?

今やホームページは、企業やブランドの「顔」としての役割を担っています。

しかし、その大切なホームページを公開して終わりにしていませんか?**ホームページは、公開後も継続的な“保守”と“運用”が不可欠**です。

保守と運用の違い

ホームページ保守 ▶▶▶

保守は、公開後も安全かつ安定的に運用し続けるための管理・対応業務です。技術の進化やユーザー環境の変化に応じて、ホームページは定期的な修正や更新が求められます。ホームページを“見えないところ”で支えるのが保守の役割です。

ホームページ運用 ▶▶▶

一方運用は、ホームページを戦略的に活用し、集客・売上・ブランディングなど企業の目的を達成するための活動です。どの程度の運用が必要かはサイトの種類によって異なりますが、まずはしっかりとした保守体制を整えることが重要です。

保守運用を怠ると、以下のような問題が発生する恐れがあります。



ホームページが突然表示されなくなる



ホームページの機能が正常に動作しなくなる



レイアウトが崩れる



情報を更新したいのにすぐに対応できない

SMCマーケティングでは、ホームページの制作から保守運用まで一貫して対応しています。

「保守運用をサポートしてほしい」「制作から運用まで任せたい」とお考えの方は、ぜひ一度無料相談をご利用ください。